

ご相談ください！ 「チラシ・パンフレット等 販促ツールの作成」

ご相談
無料

東京商工会議所ビジネスサポートデスク(東京南)では、企業経営に関する様々な課題の解決をお手伝いするため、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士などの専門家に相談ができる窓口を設置しております。自社商品・サービスの広告パンフレットのデザインやPOP、販売促進全般に関する様々なご相談を承っております。ご利用は無料です。身近な相談窓口としてお気軽にご利用ください。

■チラシ・パンフレット等 販促ツールの作成 担当窓口相談員

山口 達也【中小企業診断士】

大学卒業後、(株)ベンチャー・リンク フランチャイズ本部にて加盟店の開店支援を行う。その後、別会社にて営業職を経験後、公益財団法人神奈川産業振興センターに入職し、取引先の紹介、受発注商談会、創業相談を行う。
また、公益財団法人東京都中小企業振興公社へ出向し、ベンチャー企業支援や「デザイナー活用ガイド」の企画、執筆を行う。独立後はデザイナーや弁理士等を集めてデザイン経営研究会を創設し、代表幹事として研究活動も行っている。
専門学校日本デザイナー学院の元講師。



▼このようなお困りのことはございませんか？

売上・来店客を増やしたい

- 広告・販売促進のプロモーション計画を策定して実行したい
- 顧客データを活用したいが、どうすれば良いか？
- 展示会に出展するが、より効果を上げるためには？

チラシやPOPを見直したい

- チラシ・POPを作成するにあたって、ポイントを整理し効果的な販促物を作成したい
- チラシ・カタログを使って自社商品を宣伝したい、効果を高めたい
- ODMを実施する際の効果的な実施方法を相談したい

ご利用は無料です！

専門家が課題解決をサポート！

事前予約制です。詳しくは裏面をご覧ください。

東京商工会議所ビジネスサポートデスク（東京南） 相談予約のご案内

担当エリア：千代田区・中央区・港区・
品川区・目黒区・大田区

開催日【チラシ・パンフレット等 販促ツールの作成】

■2019年度開催予定

※掲載内容は2019年4月現在の情報です。

4/23(火)、5/28(火)、6/25(火)、7/23(火)、8/20(火)、9/24(火)、10/29(火)、11/26(火)、
12/24(火)、2020年/1/28(火)、2/18(火)、3/17(火)

■ご相談までの流れ

ご相談は**事前予約制**です。下記によりご予約のうえ、お越しください。

①予約のご連絡

■いずれかの時間をご指定ください。

- ① 10:00～11:00
- ② 11:00～12:00
- ③ 13:00～14:00
- ④ 14:30～15:30

電話予約の場合

☎ 03-6324-4139

事務局に空き状況をご確認ください。

HP(東商イベントカレンダー)から予約の場合

<http://event.tokyo-cci.or.jp/>

事務局から「予約確定のメール」が届きます。

②窓口ご来所

当デスクの窓口へお越しください。

JR浜松町駅、都営大門駅 直結の世界貿易センタービル5Fです。(下記ご参照)

■ビジネスサポートデスクって？



東京商工会議所は2015年4月、23区内4か所に東西南北の「ビジネスサポートデスク」を開設しました。23区内の中小企業・小規模事業者・創業予定者の方の、事業承継や持続的な成長・発展への支援、創業予定者へのキメ細かい相談を行う拠点として運営しています。

ビジネスサポートデスク(東京南)では、東京23区の都心・城南エリア(千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区)を担当しています。

※東京都「地域持続化支援事業」の補助を受けて運営しているため、当デスクでの相談は全て無料です。
※ご相談の内容・秘密は厳守いたします。

■相談のご予約・お問い合わせ先



東京商工会議所 ビジネスサポートデスク(東京南)

電話：03-6324-4139

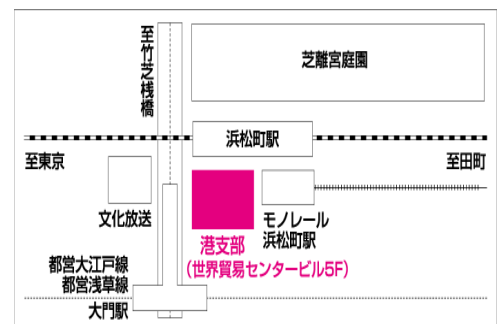
E-mail：bsdsouth@tokyo-cci.or.jp

【相談受付時間】月曜日から金曜日の9:30～16:00(祝日・年末年始は除く)

【所在地】〒105-6105 東京都港区浜松町2-4-1世界貿易センタービル5-E

【アクセス】JR・東京モノレール 浜松町駅 直結 /

都営浅草線・都営大江戸線 大門駅B3出口 直結



<ご相談にあたってのご注意>

■電話・FAX、電子メールでの相談は行っていません。また、ご相談は経営に関するものに限りますのでご注意ください。■最終的な意思決定、経営判断は相談者ご自身でお願いします。当デスクでの相談・支援はそのための各種アドバイス等となります。相談・支援の内容、助言・アドバイスの有無によっていかなる損害が発生した場合でも、東京商工会議所および支援担当者は一切賠償責任を負いません。また、経営者以外の方からの相談は、経営者本人の了解がないと、承れない場合がありますのでご注意ください。
■計画書・申請書等の書類作成代行、HP作成、販促ツールや営業資料等の制作代行はいたしません。また、特定の企業の紹介・斡旋はいたしません。■業種・業態によってはご相談を承れない場合がございます。■係争案件の仲裁、企業・行政への要望などは受け付けておりません。■ご相談者が開示する情報(個人情報を含む)は東京商工会議所および支援担当者が相談・支援業務のために利用するほか、東京商工会議所からの各種情報提供・事業案内に使用することがあります。■掲載内容は2019年4月現在の情報です。